

共済加入について

Q. 加入申込期間が過ぎても加入できますか。

加入できます。但し、申込日・掛金納入のタイミングで共済適用開始が異なります。詳細は「安全会共済加入の手続き方法」をご確認ください。

Q. 小・中学校に在籍する子どもが2人います。それぞれの学校での加入になりますか。

共済契約者は、単位PTA会長であるため、小学校・中学校のそれぞれの単位PTAに申込をお願いします。

Q. 幼稚園・こども園の加入について教えてください。

学校長が園長を兼務されている幼稚園は、小学校に上の子が在籍している場合は幼小1世帯としてカウントします。但し、兼務されていないこども園は別世帯となり、上の子とは別途加入が必要となります。

Q. 準会員とはどのような方ですか。

PTA活動の協力・支援者でPTA会長が認めた方です。（例：読み聞かせ、立哨、運動会、美化作業、その他の協力）

Q. 会員名簿は必ず提出しますか。

全世帯加入の場合は名簿提出は不要です。非加入世帯がある場合のみ、名簿提出が必要です。名簿は、加入世帯が分かるよう調整しご提出ください。

準会員は所定様式の名簿でご提出をお願いします。

Q. 転入の場合はどうなりますか。

県内（加入校）からの転入の場合、前校で加入・納入を済ませていれば、転入出届を提出いただいた翌日より共済適用となります。但し、県外または非加入校からの転入の場合は、新規加入となります。

Q. 市町村PTAや地区PTAを休会または退会した場合、単位PTAとして加入できますか。

加入できません。

共済金支払いについて

Q. 共済金支払いの対象となる事故を教えてください。

「急激かつ偶然に発生した不可避の事故」です。骨折、捻挫、切傷・打撲、ハブ・蜂・クラゲ等の刺傷等です。対象活動・事案や対象外となるケースについては、別紙の「安全会制度について」をご確認ください。

Q. 共済金が支払われないケースはありますか。

PTA関係行事と認められないものや、警察による事故処理が必要な交通事故・車両破損、持病などの場合は適用されません。また、PTA管理下の怪我・事故と直接因果関係にない病気（細菌性疾患・熱中症・野球肩・スポーツ肘等）も対象外となります。

Q. こども医療費の助成を受けると、共済金の申請はできませんか。

本事業は保険事業であるため、申請可能です。必要書類を揃えて申請してください。申請様式等については県P連HPの「[安全会制度](#)」ページよりダウンロードが可能です。ネット環境が揃っていない場合は、FAXでお送りしますので、安全会事務局までご連絡ください。

Q. 離島の場合、移動に航空・船を使うのですが、この交通費にも共済は適用されますか。

適用されません。怪我に対する共済金と文書料（1事故につき、1件分）の支払いとなります。

Q. 部活動中の怪我は対象になりますか。

対象になりません。学校で加入している保険（独立行政法人日本スポーツ振興センター）での対応となります。

Q. 部活動中、PTAが主催する栄養会などで怪我をした場合、対象になりますか。また、食中毒が発生した場合はどうなりますか。

対象になります。但し、PTA会長名での依頼文や公文が発出されたイベントに限ります。食中毒は対象外です。

Q. 夏休み中のラジオ体操の怪我について、条件はありますか。

PTA会長が主催または賛同するもの。小中学生及び加入している3歳以上の幼稚園児とその親族であることが条件となります。

損害賠償保険について

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、第三者の身体に損害を与え、または第三者の財産を破壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。（※保険会社へ委託）

Q. 生徒が教室や体育館の窓ガラスを割った場合、適用されますか。

偶然の事故による損傷の場合は、適用されます。故意に傷付けたり壊した場合は適用されません。

Q. 不審者対策訓練で他から借用したヘルメットを破損し、弁償した場合は適用されますか。

適用されます。

Q. PTA所有のカメラを、運動会の撮影時に広報委員が破損しました。保険適用になりますか。

適用されません。「第三者（保護者含む）の物品」を借用し破損した場合は保険適用となります。

沖縄県PTA連合会 安全会制度

<https://okinawa-pta.jp/anzenkai/>



【お問合せ】

沖縄県PTA連合会 安全委員会事務局

098-867-8645（直通）/平日9:00～17:00

oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp